

## ●香川県告示第436号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年9月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び関係地区

計画番号共第1号（なまこ）

#### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西側地先

##### イ 点の位置

基点A 屋島長崎鼻西端

〃 B 屋島西町旧屋島新塩田西端

〃 C 朝日町C地区埋立地北東角から護岸沿い南へ252メートルのところ

〃 D 朝日町C地区埋立地北東角

点 イ AからD見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上防砂堤との交差点

〃 ハ 口からC見通し線上口から50メートルのところ

〃 ニ 浦生漁港5号北防波堤突端

〃 ホ 浦生漁港3号南防波堤突端

〃 ヘ 浜北港北防波堤突端

〃 ト 浜北港南防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Bハの2直線とAB間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては川尻までとする。）。ただし、ニホの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びヘトの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

#### (2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

#### (3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

#### (4) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）

計画番号共第2号（なまこ）

#### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市サンポートから香西本町に至る地先

##### イ 点の位置

基点A 直島町荒神島高頂

〃 B ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角

〃 C 高松市食肉センター北側護岸西角

点 イ Cから真方位6度18分258メートルのところ

- " 口 Aからイ見通し延長線と陸岸との交差点
- " ハ 口からA見通し線上口から50メートルのところ
- " ニ Cから貯木場東防波堤沿い北へ50メートルのところ
- " ホ イから口見通し線上イから150メートルのところ
- " ヘ ホから真方位222度00分46メートルのところ
- " ト ヘから真方位132度00分の線と陸岸との交差点
- " チ ヨットハーバー東防波堤
- " リ ヨットハーバー西防波堤
- " ヌ 高松漁港東側9号防波堤突端
- " ル 高松漁港西側8号防波堤突端

ウ 漁場の区域　口ハ、Cニの2直線と口C間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては川尻までとする。）。ただし、口ホ、ホヘ、ヘトの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、チリの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びヌルの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

#### (2) 漁業の種類、名称及び時期

##### 第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

#### (3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

#### (4) 関係地区　高松市（男木町、女木町を除く。）

##### 計画番号共第3号（なまこ）

#### (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置　高松市香西北町から亀水町に至る地先

##### イ 点の位置

基点A 神在港防波堤基部

- " B 大崎ノ鼻（高松市、坂出市境界）
- " C 小槌島高頂
- " D 土庄町豊島壇山高頂（339.5メートル）
- " E 生島えび養殖場跡地北西側護岸北角
- " F 生島えび養殖場跡地北西側護岸西角
- " G 亀水漁港1号防波堤基部

点　イ AからD見通し線上Aから50メートルのところ

" 口 BからC見通し線上Bから50メートルのところ

" ハ Eから真方位335度00分17メートルのところ

" ニ Fから真方位335度00分17メートルのところ

" ホ Gから真方位307度30分462メートルのところ

" ヘ ホから真方位179度30分593メートルのところ

" ト ヘから真方位119度00分35メートルのところ

〃 チ トから真方位209度00分60メートルのところ  
〃 リ チから真方位74度00分155メートルのところ  
〃 ヌ Gから真方位301度30分618メートルのところ  
〃 ル ヌから真方位173度30分582メートルのところ  
〃 ヲ ルから真方位190度30分97メートルのところ  
〃 ワ ヲから真方位149度00分55メートルのところ  
〃 カ ワから真方位274度00分225メートルのところ  
〃 ヨ 神在港東防波堤突端  
〃 タ 神在港西防波堤突端  
〃 レ 生島港北防波堤突端  
〃 ソ 小坂港東防波堤突端  
〃 ツ 小坂港西防波堤突端  
〃 ネ 亀水漁港1号防波堤突端  
〃 ナ 亀水漁港2号防波堤突端

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し50メートルの只曲線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域（河川にあっては川尻までとする。）。ただし、Eハ、ハニ、ニFの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、リチ、チヲ、ヲワ、ワカの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ヨタの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、Fレの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域、ソツの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域及びネナの直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種共同漁業

名 称	時 期
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(4) 関係地区 高松市（男木町、女木町を除く。）

- 2 免許予定日 平成26年1月1日
- 3 免許の存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 4 免許申請期間 平成25年11月5日8時30分から同月7日17時まで